

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の十九」を「第三十七条の十八」に、「(第三十八条)を「(第三十七条の十九)に改める。

第二十条第一項、第三項及び第五項中「によつて」を「により」に改める。

第二十条の二第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「百二十五万円」を「百三十五万円」に改める。

第二十六条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第二十六条の四第一項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「(同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第二十七条第五項中「においては、前四項」を「には、前各項」に改める。

第三十二条第一項第一号イ中「みなし課税法人、」の下に「投資法人(」を加え、「投資法人、」を「投資法人をいう。)、特定目的会社(」に改め、「特定目的会社」の下に「をいう。)」を加える。

第三十六条の二の二第三項中「第七条の二各号」を「第六条の八各号」に改める。

第三十六条の八中「によつて」を「により」に改める。

第二章第五節中第三十八条の前に次の一条を加える。

(製造たばこの区分)

第三十七条の十九 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かぎ用の製造たばこ

第三十八条の二の次に次の一条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第三十八条の二の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の施行令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第三十八条の三第二項中「前項の製造たばこ」の下に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第一号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこ

の一本の金額に相当する金額として施行令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

第三十八条の四中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。

附則第三条の三第一項及び第二項中「数を乗じて得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える。

附則第十二条の二第三項中「第三十七条の七まで、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第二条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四を」を「〇・六を」に改める。

第三十八条の四中「九百三十円」を「千円」に改める。

第四条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第三項中「〇・四を」を「〇・二を」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第三十八条の四中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 奈良県税条例の一部を次のように改正する。

第三十八条の三第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同

項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第六条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

(関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第七条 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例(昭和六十三年七月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

(奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 奈良県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年七月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「は、新条例」を「は、奈良県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表第七項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条及び第七条の規定並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日
- 二 第一条中奈良県税条例第二十六条の四第一項の改正規定及び同条例附則第十二条の二三項の改正規定並びに次条第一項の規定 平成三十一年一月一日
- 三 第一条中奈良県税条例第二十七条第五項の改正規定 平成三十一年四月一日

四 第二条及び附則第三条第八項の規定 平成三十一年十月一日

五 第一条中奈良県税条例第二十条第一項、第三項及び第五項の改正規定、同条例第三十条の二第一項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）並びに同条例第三十二条第一項第一号イ及び第三十六条の八の改正規定 平成三十二年四月一日

六 第三条及び附則第三条第九項から第十五項までの規定 平成三十二年十月一日

七 第一条中奈良県税条例第二十条の二第一項第二号及び第二十六条の改正規定並びに同条例附則第三条の三第一項及び第二項の改正規定並びに次条第二項の規定 平成三十三年一月一日

八 第四条及び附則第三条第十六項から第二十二項までの規定 平成三十三年十月一日

九 第五条及び附則第三条第二十三項の規定 平成三十四年十月一日
（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の四第一項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 前条第七号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
（たばこ税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に奈良県税条例第三十八条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この項から第十八項までにおいて「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下「平成三十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法第七十四条第一号に規定する製造たばこ（奈良県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年七月奈良県条例第四号）附則第五条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項から第七項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する奈良県税条例第三十八条第一項に規定する卸売販

売業者等（以下この項から第二十二項までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は平成三十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この項から第二十二項までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（新条例第三十七条の十九に規定する製造たばこの区分をいう。以下この項から第十八項までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、平成三十年改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中たばこ税に関する部分（新条例第三十八条の三第一項、第三十八条の四、第三十八条の六及び第三十八条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|-----------------|---|
| 第三十八条の三第二項 | 前項 | 奈良県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年七月奈良県条例第二号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第三条第二項 |
| 第三十八条の七の二 | 第三十八条の六 | 平成三十年改正条例附則第三条第三項 |
| | 同条に規定する申告書の提出期限 | 平成三十年十月三十一日 |

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

8 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

9 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

10 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定

する製造たばこ（以下この項から第二十二項までにおいて「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

11 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

12 第十項に規定する者が、前項の規定による申告書を、平成三十年改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

13 第十一项の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

14 第十項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例（以下この項において「三十二年十月新条例」という。）の規定中たばこ税に関する部分（三十二年

十月新条例第三十八条の三第一項、第三十八条の四、第三十八条の六及び第三十八条の七の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|-----------------|---|
| 第三十八条の三第二項 | 前項 | 奈良県税条例等の一部を改正する条例(平成三十年七月奈良県条例第二号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。)附則第三条第十項 |
| 第三十八条の七の二 | 第三十八条の六 | 平成三十年改正条例附則第三条第十項 |
| | 同条に規定する申告書の提出期限 | 平成三十二年十一月二日 |

15 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第十項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

16 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

17 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定

によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地においてたばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

18 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならぬ。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

19 第十七項に規定する者が、前項の規定による申告書を、平成三十年改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

20 第十八項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を納付しなければならぬ。

21 第十七項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の奈良県税条例（以下この項において「三十三年新条例」という。）の規定中たばこ税に関する部分（三十三年新条例第三十八条の三第一項、第三十八条の四、第三十八条の六及び第三十八条の七の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| | | |
|------------|-----------------|--|
| 第三十八条の三第二項 | 前項 | 奈良県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年七月奈良県条例第二号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第三条第十七項 |
| 第三十八条の七の二 | 第三十八条の六 | 平成三十年改正条例附則第三条第十八項 |
| | 同条に規定する申告書の提出期限 | 平成三十三年十一月一日 |

22 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第十七項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。

23 附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第六条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例附則第三項の規定は、平成三十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

（関西化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第七条の規定による改正後の関西化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例附則第三項の規定は、平成三十年四月一日以後の不動産

の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。